

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター^{（一）}の構造及びエスカレーター^{（二）}の勾配^{（三）}に応じた踏段の定格速度を定める件

（平成12年5月31日建設省告示第1417号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第一項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター^{（一）}の構造及びエスカレーター^{（二）}の勾配^{（三）}に応じた踏段の定格速度を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター^{（一）}の構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター^{（二）}で、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの^{（三）}にあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一 踏段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下とすること。

二 踏段と踏段のすき間は、五ミリメートル以下とすること。

三 エスカレーター^{（一）}の手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーター^{（二）}の下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分^{（三）}にあつては、保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーター^{（一）}の手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。

ハ 交差部のエスカレーター^{（二）}に面した側と段差が生じないこと。

第二 令第二百二十九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーター^{（一）}の勾配^{（二）}に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配^{（三）}の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。

一 勾配^{（三）}が八度以下のもの 五十メートル

二 勾配^{（三）}が八度を超え三十度（踏段が水平でないもの^{（四）}にあつては十五度）以下のもの 四十五メートル

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。